



2024年12月4日

各 位

会 社 名	株式会社石井鐵工所
代表者名	代表取締役社長 石井 宏明 (コード番号 6362 東証スタンダード)
問合せ先	専務取締役経営管理本部長 中西 真進 (TEL 03-4455-2500)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年10月25日付「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年10月25日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年12月23日まで整理銘柄に指定された後、2024年12月24日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2024年10月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

2024年12月26日（予定）をもって、2024年12月25日（予定）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式860,000株を1株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

3,476,405株

（注）当社は、2024年10月25日開催の取締役会において、2024年12月25日付で、当社の自己株式307,591株（2024年10月1日時点の自己株式304,910株及び2024年12月24日に当社が自己株式として無償取得を行う予定の、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式2,681株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④効力発生前における発行済株式総数

3,476,409株

（注）当社は、2024年10月25日開催の取締役会において、2024年12月25日付で、当社の自己株式307,591株（2024年10月1日時点の自己株式304,910株及び2024年12月24日に当社が自己株式として無償取得を行う予定の、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式2,681株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

4株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

16株

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社可成屋（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を会社法第235条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2024年12月24日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、当社は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による2024年8月9日から2024年9月24日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けと同額である8,364円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社可成屋（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

2024年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から合計14,914,000千円を上限とした借入れを受けると共に、当社の名誉会長である石井宏治氏から合計16,499,000千円を限度とする出資を受けることを予定しているところ、当社は、石井宏治氏からの出資に関する出資証明書及び三井住友銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことでした。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却について、2025年1月上旬を目途に裁判所に許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、同年1月下旬を目途に裁判所の許可を得て、2025年2月上旬を目途に公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ迅速かつ円滑に交付するための準備を行った上で、2025年3月下旬を目途に株主の皆様へ端数相当株式の売却代金を交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様にスクイーズアウト手続として行われる株式併合の他社事例における裁判所に許可を求める申立て、裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間、当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議、並びに公開買付者による当該売却に係る代金の支払のための資金の準備状況及び確保手段を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みがあり、また、当該売却により得られた代金の株主への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2024年10月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年12月26日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の実施に伴って当社株式は上場廃止となると共に、当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2024年12月4日（水）
②	整理銘柄指定日	2024年12月4日（水）
③	当社株式の最終売買日	2024年12月23日（月）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2024年12月24日（火）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2024年12月26日（木）（予定）

以 上